# 児童手当の受給者は現況届けの提出をしてください

児童手当は、家庭における生活の安定と、時代の社会を担う児童の健全な育成及び、資質の向上を目的として小学校6学年終了前(12歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人に支給します。この手当を受給される方は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出していただくことになっています。この届は受給されている方の前年の所得、養育の状況等を報告していただき、引き続き手当を受けられるかどうかを決める大切なものです。資格があっても「現況届」を提出されないと6月分からの手当が受給できなくなります。

## 《手続きに必要なもの》

印鑑、受給者 (親) の健康保険証、

平成20年分児童手当用所得証明書(平成21年1月1日に日高町に住んでいなかった方のみ) 現況届出期間 平成21年6月1日(月)~6月30日(火)まで

※受給者の方には、6月1日までにご案内を発送する予定です。

【問い合わせ先】 本庁 保健福祉課 福祉・子育て支援グループ TEL01456-2-6183 日高総合支所 住民生活課 住民・福祉グループ TEL01457-6-2001

# 児童手当【こんなときに申請を!!】

○子どもが生まれたとき

出生届と同時に申請してください。

★里帰り出産の方は、申請忘れにご注意ください。

○他の市町村から日高町に転入したとき

転入届と同時に申請してください。

○厚生年金、共済年金等に加入したとき

今まで所得制限のために受給できなかった方が、厚生年金等の加入したことにより所得制限限度額 未満になった場合。

○新たな年度(6月分の手当)になったとき

今まで所得制限を超えているために受給できなかった方も、毎年6月分の手当からは最新の所得状況によって審査しますので、制限額未満となり受給することができる場合があります。

これは、年度によって所得や扶養親族等の状況に変動があるためです。また限度額が改正されることもあります。

以前に請求して却下になった方、現況届による審査で受給資格が消滅した方なども、受給することができる場合がありますので申請するようにしてください。

○離婚や離婚前提の別居等により、受給者が児童を育てなくなったとき

受給者の変更となります。今後児童を育てる方が児童手当を受けるようになりますので新たに申請してください。なお、今までの受給者は受給消滅届を提出する必要があります。この手続きをしないと、新たな申請は認定することができません。

# ~ とねっこ館よりお知らせ ~ 親子水中運動教室開催します!

水の中で一緒に遊びましょう!そして健康増進を図りましょう!

◇ 対象者: 1~3才までのお子様と保護者

◇ 内 容: 水慣れを中心とし、親子のスキンシップを深める◇ 実施日: 6月30日(火)、7月7日(火)、7月14日(火)

◇時 間: 午後 1:30 ~ 2:30

◇ 参加料金:温泉入館料 500円、保険料 36円(親子1組、1日につき) ◇ 定 員:15組 ※保護者の方1名につき、お子様1名のみと致します。

◇ 申 込:お電話で1週間前までにお申込下さい。

日高町役場 保健福祉課 電話 0 1 4 5 6 - 2 - 6 1 8 3 (土・日曜日は除きます)

とねっこ館 電話 0 1 4 5 6 - 2 - 2 2 2 1 (月曜日は除きます)



世界的に新型インフルエンザの感染者や死亡者についての報告がされています。

国内でも新型インフルエンザの被害を最小限に食い止めるために、個人、家庭及び地域での理解と協力が必要です。

## ■ 新型インフルエンザとは何ですか?

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが、人体の体内で増えることができるように変化し、人から人へ容易に感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患が新型インフルエンザです。

### ■ 通常のインフルエンザと見分けることは可能ですか?

症状は似ており見分けることは困難ですが、症状から新型インフルエンザに感染していると疑われる場合は、PCR(遺伝子検査)等を行うことにより確定診断できます。流行地への渡航歴・感染した豚との濃厚接触・感染者との接触歴等が参考になりますので、心当たりのある方で発熱や咳などの症状が出た方は、**静内保健所内「発熱相談センター」(0146) 42-0251**にお問い合わせ下さい。

### ■ 予防のために何をしたらよいですか?

通常のインフルエンザ対策と共通の予防方法があります。

- ○うがい・手洗い・マスクを習慣化しましょう (感染症予防の基本です)
- ○十分な栄養や睡眠により、体調を整えましょう(体力や免疫力を高め、感染しにくい状態に保ちましょう)
- ○咳やくしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう
  - (1回の咳で5万個、1回のくしゃみで10万個のウイルスが飛び散ります)
- ○2週間分の食料や日用品の備蓄をしましょう (輸入の減少による生活必需品の不足、国内まん延時の外出制限に備えましょう)

日高町では、保健所をはじめ、病院や消防、警察など関係機関との連携を図り、対策体制をつくっています 〈総務課または保健福祉課 (01456) - 2 -5131〉

最新情報の照会や相談は、静内保健所(0146)42-0251にお問い合わせ下さい。